平成２８年（フ）第５３０９号
東京都文京区目白台３丁目２－５　目白台ガーデンⅡ－202、開始決定時の住所東京都文京区音羽１丁目３－２－701
破産者　佐藤　　護
1　決定年月日　平成29年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７３２９号
東京都世田谷区若林４丁目31番９号
破産者　有限会社スペイシィ
1　決定年月日　平成29年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８０９６号
東京都小平市大沼町２丁目１－34　第１西窪荘103号
破産者　溝渕　昭太
1　決定年月日　平成29年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８２４５号
東京都世田谷区上祖師谷２丁目38－３　テールデイフ１　103
破産者　三根　里沙
1　決定年月日　平成29年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８３９３号
東京都世田谷区松原３丁目10－６
破産者　山田　　叡
1　決定年月日　平成29年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８５２２号
東京都町田市本町田4377－１－201
破産者　三上砂里奈
1　決定年月日　平成29年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８７８８号
神奈川県横浜市港南区大久保２丁目29－22－605
破産者　佐藤　宣之
1　決定年月日　平成29年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８８２３号
東京都新宿区余丁町11－８－201
破産者　兼重　政徳
1　決定年月日　平成29年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８８３２号
東京都世田谷区桜上水５丁目５－29－101
破産者　佐藤　義仁
1　決定年月日　平成29年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８９１０号
千葉県市川市宮久保３丁目17－15
破産者　相良　史子
1　決定年月日　平成29年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９０１２号
東京都練馬区大泉町２丁目26－11　五月荘５号室
破産者　谷田部晴史
1　決定年月日　平成29年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９０７８号
東京都中央区築地１丁目３－８－808
破産者　加賀　達夫
1　決定年月日　平成29年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９１４７号
東京都渋谷区千駄ヶ谷４丁目11番８号
破産者　株式会社ケーシーワイズ
1　決定年月日　平成29年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９１４８号
東京都三鷹市深大寺２丁目32－１　竹内コーポＢ－202
破産者　伊藤　勝彦
1　決定年月日　平成29年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９１６８号
東京都墨田区横川４丁目７－13－402
破産者　藤井　勝一
1　決定年月日　平成29年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９２５７号
東京都渋谷区代々木５丁目25－５－102
破産者　山本真理子
1　決定年月日　平成29年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９２６１号
東京都世田谷区玉川台１丁目５－３－402、開始決定時の住所東京都青梅市今井３丁目21－１－203
破産者　関口　耕太
1　決定年月日　平成29年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９２６２号
東京都世田谷区玉川台１丁目５－３－402、開始決定時の住所東京都青梅市今井３丁目21－１－203
破産者　関口　理紗
1　決定年月日　平成29年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９２８７号
東京都大田区大森南３丁目４番６号
破産者　有限会社よしの家
1　決定年月日　平成29年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９２８８号
東京都大田区大森南３丁目４－６
破産者　監物　三男
1　決定年月日　平成29年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９３５４号
東京都文京区本郷６丁目24番７号
破産者　有限会社ブレイブ
1　決定年月日　平成29年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部